大阪府東大阪市角田二丁目1番36号 株式会社 アテクト 代表取締役 小髙 得央

株式の分割に関する取締役会決議公告

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

さて、平成20年1月31日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたのでご通知申しあげます。

敬具

記

- 1. 平成20年4月1日(火曜日)付をもって、次のとおり普通株式1株を2株に分割する。
 - (1) 分割により増加 普通株式とし、平成20年3月31日(月曜日) 最終の発行済 する株式数 株式総数に1を乗じた株式数とする。
 - (2) 分割の方法 平成20年3月31日(月曜日)を基準日として、同日最終の 株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主 の所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割する。
- 2. 発行可能株式総数 会社法第184条第2項の規定に基づき、平成20年4月1日 の増加 (火曜日)付をもって、当社定款第6条を変更し、発行 可能株式総数を5百4十万株増加して1千8十万株とする。
- 3. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

お知らせならびにご注意

- 1. 株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。
- 2. 証券保管振替制度ご利用の場合は、平成20年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿およびご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることになり、平成20年4月1日からご売却等が可能です。
- 3. 株式の分割後の株券およびご所有株式に関するご案内は、平成20年5月20日にお届けご住所にお送り申し上げる予定でございます。なお、証券保管振替制度をご利用でない場合、株式の分割により発行する株券がお手許に到着するまでの間は、当該株式のご売却等はできませんのでご注意ください。(証券保管振替制度ご利用のお手続きにつきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。)
- 4. 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で証券 保管振替制度ご利用のお手続きをお済ませください。なお、住所変更、改印等の届 出未済の方は、至急お手続きをお済ませください。